

賠償事故解決特約付「賠償責任補償特約」(交通事故傷害保険) 重要事項説明書

- ここでは、兵庫県共済協同組合(以下、「ひょうご共済」という。)の生命傷害共済にオプションでセットできる個人賠償責任補償(商品名:賠償事故解決特約付賠償責任補償特約「交通事故傷害保険」。引受保険会社:共栄火災海上保険株式会社(以下、「共栄火災」といいます。))に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者に不利益となる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、共栄火災ホームページ(<https://yakkan.kyoaikasai.co.jp/>)に掲載の交通事故傷害保険約款をご確認ください。なお、ご不明な点については、ひょうご共済または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

この保険はひょうご共済を保険契約者とし、ひょうご共済の組合員を被保険者とする団体契約です。ご負担される保険料については、ひょうご共済が取りまとめ一括して共栄火災に支払います。

(2) 商品の仕組み

契約概要

この保険は、交通事故傷害保険に死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払特約および賠償責任補償特約(賠償事故解決特約付帯)をセットした制度です。交通事故傷害保険は、被保険者が交通事故でケガをしたとき、または交通乗用具の火災によってケガをしたときに保険金をお支払いします。また、賠償責任補償特約(賠償事故解決特約付帯)は、日常生活に起因する偶然な事故や被保険者が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことで、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲

契約概要

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下記のとおりです。なお、下記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- 交通事故等によるケガ(傷害)…ご本人(※1)
- 賠償責任補償特約…ご本人(※1)・配偶者・その他のご親族(※2)
- (※1) 加入者証記載の被保険者(ご加入者)の方をいいます。
- (※2) ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。「ご親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代ってその方を監督する者(親族に限りません)も被保険者に含まれます。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

(例)「同居」となる場合

- ・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合 など
- 「同居」とならない場合
- ・単身赴任、海外赴任している場合 など

(4) 基本となる補償内容等

契約概要 注意喚起情報

①【交通事故傷害保険】保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	交通事故等(※1)によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	交通事故等(※1)によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(※1) 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故
- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)の火災、爆発などの事故
- 運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故(注)
- 乗客として駅などの乗降場構内の改札口を入れてから出るまでの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故(注)
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発などの事故
- 乗物の火災による事故

(※2) ケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注)「急激かつ偶然な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合があります。

- 急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
 - 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
 - 外来性=身体の外からの作用によるもの
- 上記3項目に該当しない例については、「ご契約のしおり(約款冊子)」をご覧ください。

②【賠償責任補償特約】保険金をお支払いする場合

日本国内外において被保険者の方が次のいずれかの偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。

賠償責任保険金は1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として保険金をお支払いします。

- i. 被保険者本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然の事故
- ii. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

③【賠償事故解決特約】保険金をお支払いする場合

前記の賠償責任補償特約によって保険金をお支払いする場合(※1)、共栄火災の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(※2)を行う特約です。

(※1) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が、日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(※2) 弁護士を選任を含みます。

(注) 被保険者と損害賠償請求権者の同意が必要です。

④【交通事故傷害保険】保険金をお支払いできない主な場合

- i. 次の事由のいずれかによって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。

- ア. ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
- イ. 被保険者以外の保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失(その方が死亡保険金の一部の受取人である場合は、他の方が受け取るべき金額については、お支払いの対象となります。)
- ウ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- エ. 被保険者が無資格、酒気帯びまたは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- オ. 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失(たとえば歩行中に疾病により意識を喪失し転倒をしたためにケガをした場合など)
- カ. 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- キ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ク. 戦争、外国の武力行使または暴動など(「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガについては補償の対象となります。)
- ケ. 被保険者が交通乗用具による競技、競争、興行(練習を含みます。)、訓練(以下「競技等」といいます。)をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間
- コ. 被保険者が職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃を行っている間のその作業によるケガ など
- ii. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※)のないものに対しては保険金をお支払いできません。

(※) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

⑤【賠償責任補償特約】保険金をお支払いできない主な場合

- i. 次の事由のいずれかによって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
- ア. ご加入者または被保険者の故意
- イ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ウ. 戦争、外国の武力行使または暴動など(「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害については補償の対象となります。)

- ii. 次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
- ア. 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。）
- イ. もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ウ. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- エ. 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別な約定により加重された損害賠償責任
- オ. 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- カ. 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- キ. 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものおよびゴルフ場におけるゴルフカートを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

(5) 保険金額の設定

契約概要

各保険金額は引受けの限度額があります。保険金額の設定にあたっては、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。ご契約する保険金額はP.8の補償内容欄にてご確認ください。

(6) 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）1 保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約（補償）〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償特約	傷害保険や火災保険などに付帯される個人賠償責任補償特約、日常生活賠償責任

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- ・毎月所定の申込期日までにご加入いただけますと、その期日の翌月1日が補償開始となり、補償開始日の午前0時より保険責任が開始します。
- ・補償期間は補償開始日から最初に到来する3月1日午後4時までです。また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に継続されます。なお、この保険の補償開始日と生命傷害共済の補償開始日は異なりますので、ご注意ください。

(8) 保険料の決定の仕組み、払込方法等

契約概要

注意喚起情報

保険料は保険金額、保険期間等によって決定され、月払いで1回あたり110円です。保険料は生命傷害共済の共済掛金と合算して口座振替でのお支払いとなります。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、この保険においては、被保険者の職業・職種および同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報の項目になります。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 脱退時の返れい金

契約概要

注意喚起情報

団体契約から脱退する場合や生命傷害共済を解約する場合、保険は終了となります。ひょうご共済までご連絡ください。

■ご注意ください事項

- ・団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- ・始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

4. その他ご留意いただきたい事項

(1) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

・契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

・再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ (<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>) をご覧ください。

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかにひょうご共済または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

万一事故が発生した場合

この共済で保障する事故が発生した場合は、直ちに取扱代理所または当組合にご連絡ください。ご連絡が遅れますと、共済金のお支払いが遅れたり、お支払いできないことがあります。また、共済金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

共済掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人（または個人事業主）の場合、事業にかかる部分の共済掛金を損金（または必要経費）に算入することができます。

共済金額の設定にあたって

共済金額・日額は、被共済者の年齢・年収・職業^(※)などに照らして適正な金額でご契約ください。なお、次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡共済金額は他の共済契約等と通算して1,000万円が上限となります。

- ・被共済者が共済期間の初日において満15歳未満である場合
- ・ご契約者と被共済者が異なるご契約において被共済者の同意（署名・捺印）がない場合

また、各共済金額・日額には、ご契約限度額があります。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

(※) 特定の職業または職種に該当する場合、ご契約いただける共済金額を制限することやご契約いただけないことがあります。

共済金をお支払いしない主な場合

傷害死亡共済金・傷害高度障害共済金・傷害後遺障害共済金 傷害入院共済金・傷害手術共済金・傷害通院共済金

- ・故意または重大な過失
- ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ・刑の執行
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波^(※)
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ・脳疾患、疾病または心神喪失
- ・妊娠、出産、早産または流産
- ・外科的手術その他の医療処置
- ・頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含む）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除く）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など

- (※) 天災危険保障特約がセットされている場合はお支払いの対象となります。
- ### 生命死亡共済金・生命高度障害共済金
- ・故意または重大な過失
 - ・闘争行為または犯罪行為
 - ・初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為
 - ・刑の執行
 - ・戦争、外国の武力行使または暴動等
 - など

ご加入時の注意点

- 申込書は正確にご記入ください。特に被共済者の生年月日等「告知事項」に該当する項目にはご注意ください。記載内容が事実と異なる場合、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。
- 初めてご加入いただく場合は、200円以上のご出資をいただいたうえでご加入ください。（中小企業者以外の方は不要です。）

お問い合わせは

ご契約後の注意点

- ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または当組合までご連絡ください。
- ご契約後、当組合が定める特定の職業に就業したときは、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。就業後に生じた身体障害に対する共済金はお支払いすることができませんので、ご契約を解除させていただきます。
- ご契約いただきますと、証書をお届けしますので、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても証書が届かない場合は、当組合までお問い合わせください。

クーリングオフについて

ご契約後、一定期間内にかぎり無条件でお申し込みの撤回をすることができる制度をクーリングオフ制度といいますが、この共済は共済期間が1年を超えないご契約であるため、クーリングオフをすることができません。お申し込みいただくにあたっては、この共済の保障内容等を十分にご確認のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約に関する個人情報を共済契約の履行、当組合が取り扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用することや、提携先・業務委託先・再共済先等に提供を行うことがあります。

詳しくは当組合のホームページをご覧ください。当組合までお問い合わせください。

共済金の削減、共済掛金の追徴

異常災害もしくはその他の事由により損失金が生じ、それを繰越剰余金、諸積立金等により補てんすることができない場合、共済金の削減や共済掛金の追徴をすることがあります。

取扱代理所について

取扱代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理所とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受共済組合と直接契約されたものとなります。

このパンフレットについて

「mi・ma・mo」は「生命傷害共済」のペットネーム（愛称）です。このパンフレットは「生命傷害共済」の概要を説明したものです。詳しくは普通共済約款・特約・重要事項説明書等をご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

ペットネームに込められた想い

この共済に加入することにより、ひょうご共済が、保障の対象者としてご加入者の双方を「見守（mi・ma・mo）り」安心をお届けしたいとの想いと、いざというときにこの共済を活用して「身を守る」との意味が込められています。

引受共済組合



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 4F

TEL : 078-361-8080

ひょうご共済

検索